

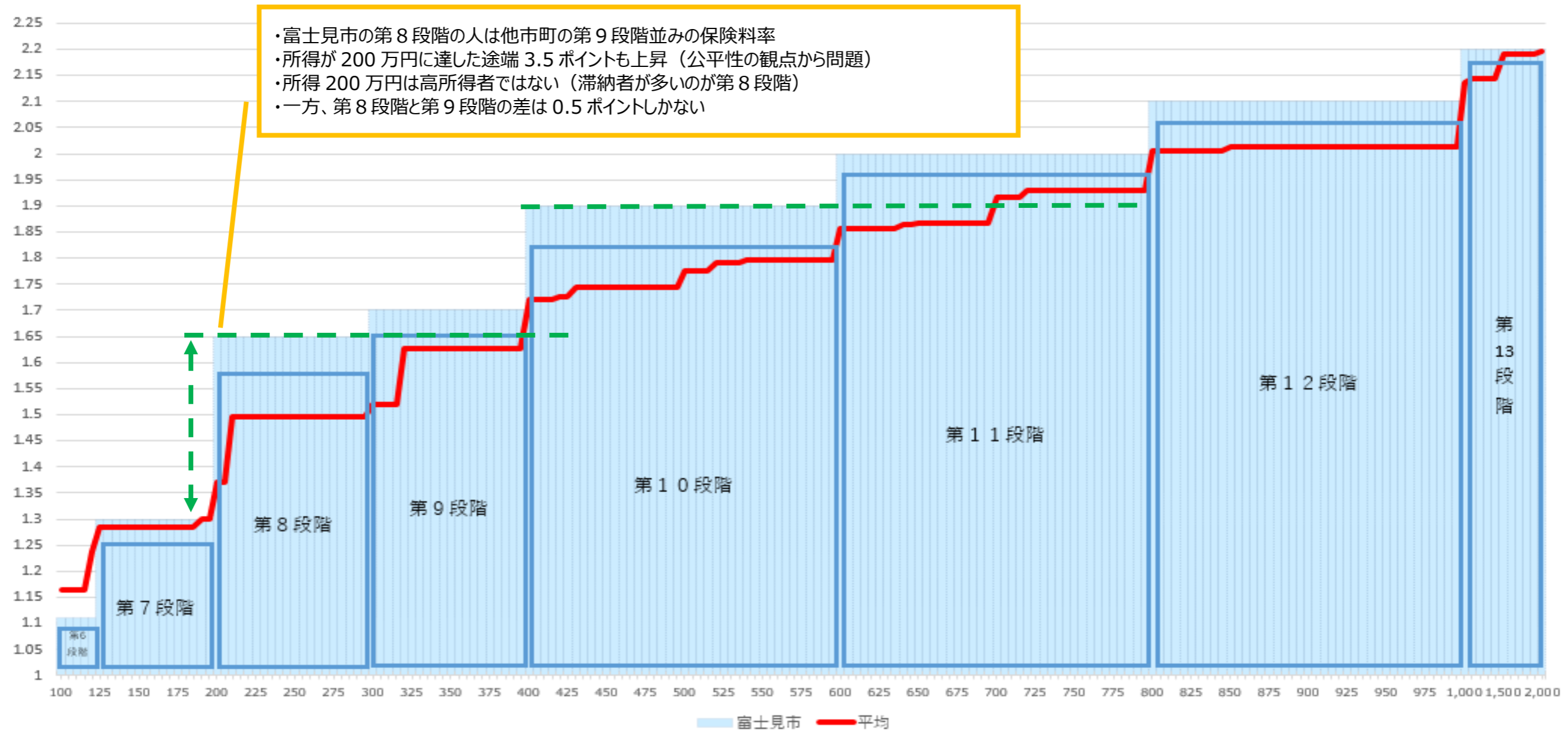
近隣市町（埼玉県西部地区 14 市町）の市町の介護保険料率（令和 3 年度から令和 5 年度）

市名/基準額/最高段階	富士見市	川越市	入間市	所沢市	朝霞市	三芳町	ふじみ野市	東松山市	飯能市	日高市	和光市	新座市	志木市	坂戸市	鶴ヶ島市
	合計所得金額	64,900	63,240	59,200	64,200	68,400	60,600	63,000	63,600	67,000	56,400	65,460	64,152	59,600	55,200
	13	11	12	13	13	13	15	12	12	12	13	14	13	13	13
115 万円以上 120 万円未満	1.11	1.10	1.10	1.15	1.15	1.20	1.15	1.20	1.20	1.15	1.25	1.15	1.20	1.20	1.15
120 万円以上 125 万円未満															
125 万円以上 190 万円未満	1.30	1.25	1.25	1.25	1.25	1.30	1.30	1.30	1.30	1.25	1.40	1.25	1.30	1.30	1.25
190 万円以上 200 万円未満															
200 万円以上 210 万円未満	1.65	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	1.45	1.65	1.35	1.50	1.50	1.35
210 万円以上 300 万円未満															
300 万円以上 320 万円未満	1.70	1.50	1.50	1.50	1.65	1.65	1.70	1.60	1.70	1.55	1.90	1.50	1.70	1.60	1.45
320 万円以上 400 万円未満															
400 万円以上 420 万円未満	1.90	1.65	1.60	1.70	1.85	1.75	1.80	1.70	1.80	1.75	2.15	1.65	1.90	1.70	1.55
420 万円以上 430 万円未満															
430 万円以上 500 万円未満															
500 万円以上 520 万円未満															
520 万円以上 540 万円未満															
540 万円以上 600 万円未満															
600 万円以上 640 万円未満	2.00	1.85	1.85	1.95	2.00	1.90	1.80	2.00	1.75	2.15	1.70	2.00	1.80	1.65	
640 万円以上 650 万円未満															
650 万円以上 700 万円未満															
700 万円以上 720 万円未満															
720 万円以上 800 万円未満	2.10	1.80	2.00	1.95	2.00	1.85	2.00	1.85	2.00	2.15	2.20	2.10	1.90	1.65	
800 万円以上 850 万円未満															
850 万円以上 900 万円未満															
900 万円以上 1,000 万円未満	2.20	2.00	2.20	2.05	2.15	2.00	2.10	1.85	2.20	2.40	2.70	2.40	2.20	2.00	1.75
1,000 万円以上 1,500 万円未満															
1,500 万円以上 2,000 万円未満															
2,000 万円以上	2.20	2.00	2.20	2.15	2.35	2.20	2.20	2.30	2.20	1.95	3.00	2.50	2.20	2.00	1.85

※太線は介護保険法施行令第 38 条第 1 項第 6 号から第 9 号及び介護保険法施行規則第 143 条から第 143 条の 3 による基準所得金額によって区分されるライン

富士見市の介護保険料率（縦棒グラフ）との西部14市町の平均介護保険料率（折れ線グラフ）

料率



合計所得金額（万円）

● 保険料の公平負担～中間所得層の負担率のあり方～

10段階前半以下の
保険料率を下げる

どこかに負担を転嫁する
必要

新たに段階を設け、所
得500万円以上の高額
所得者に転嫁（1000名
程度）

転嫁しきれない分は全
被保険者で負担（基準
額の増）
7段階～13段階の間
で不足分のみ率を調整

介護保険料（第6段階以上）が所得に占める割合【令和4年度】

所得段階	対象人数	合計所得金額			保険料率 (D) (調整率)	保険料額 (E)	第5段階との差 (F) (所得応能分)	所得割率※1 (F/B%)
		下限 (A)	平均値 (B)	上限 (C)				
第5段階	3,457人	***	***	***	1.00	64,900円	0円	0%
小計(5)	3,457人	***	***	***	調定額：224,359,300円			
第6段階	3,986人	0円	83万円	125万円以下	1.11	72,000円	7,100円	0.86%
第7段階	3,507人	125万円超	157万円	200万円以下	1.30	84,400円	19,500円	1.24%
第8段階	1,818人	200万円超	244万円	300万円以下	1.65	107,100円	42,200円	1.73%
第9段階	786人	300万円超	345万円	400万円以下	1.70	110,400円	45,500円	1.32%
第10段階	589人	400万円超	479万円	600万円以下	1.90	123,300円	58,400円	1.22%
第11段階	250人	600万円超	686万円	800万円以下	2.00	129,800円	64,900円	0.95%
第12段階	158人	800万円超	897万円	1000万円以下	2.10	136,300円	71,400円	0.80%
第13段階	380人	1000万円超	平均値：2,936万円 中央値：1,625万円	なし	2.20	142,800円	77,900円	平均値：0.27% 中央値：0.48%
小計(6-13)	11,474人		平均値：288万円 中央値：154万円		調定額：10億4533万8100円	←所得割分：3億67万5500円 ←均等割分：7億4466万2600円	平均値：0.91% 中央値： 1.70%	
合計(5-13)	14,931人				調定額：12億6969万7400円			

※1 ここでは第5段階との差額が各段階の所得の平均値に占める割合をいう。 ※対象人数は令和5年1月の県の合計所得金額分布調査より。

- ・ 第8段階の所得割率（ここでは）が最も高い
- ・ 第13段階の所得割率が最も低く、逆累進性がある
- ・ 給付と負担の関係から高額所得者に際限なく負担を求めることはできない
⇒最高段階の対象人数が全体に占める割合、全体とのバランスで調整（参考 練馬区：最高段階（17段階）の保険料率4.7、保険料372,240円）

介護保険料（第6段階以上）の所得割率均衡モデル^{※1}

所得段階	対象人数	合計所得金額			保険料率 (D) (調整率)	保険料額 (E)	第5段階との差 (F) (所得応能分)	所得割率 ^{※2} (F/B%)
		下限 (A)	平均値 (B)	上限 (C)				
第5段階	3,457人	***	***	***	1.000	64,900円	0円	0%
第6段階	<u>3,694人</u>	0円	80万円	<u>120万円</u> 以下	1.110	72,000円	7,100円	0.89%
第7段階	<u>4,044人</u>	<u>120万円</u> 超	158万円	<u>210万円</u> 以下	↓ <u>1.288</u>	83,600円	18,700円	1.18%
第8段階	<u>1,778人</u>	<u>210万円</u> 超	257万円	<u>320万円</u> 以下	↓ <u>1.468</u>	95,300円	30,400円	1.18%
第9段階	<u>633人</u>	<u>320万円</u> 超	361万円	<u>410万円</u> 以下	↓ <u>1.655</u>	107,400円	42,500円	1.18%
第10-1段階	<u>325人</u>	<u>410万円</u> 超	447万円	<u>500万円</u> 以下	↓ <u>1.815</u>	117,800円	52,900円	1.18%
第10-2段階	<u>212人</u>	<u>500万円</u> 超	546万円	600万円以下	↑ <u>1.990</u>	129,200円	64,300円	1.18%
第11-1段階	<u>152人</u>	600万円超	645万円	<u>700万円</u> 以下	↑ <u>2.170</u>	140,900円	76,000円	1.18%
第11-2段階	<u>98人</u>	<u>700万円</u> 超	748万円	800万円以下	↑ <u>2.360</u>	153,200円	88,300円	1.18%
第12段階	158人	800万円超	897万円	1000万円以下	↑ <u>2.630</u>	170,800円	105,900円	1.18%
第13段階	380人	1000万円超	中央値：1,625万円	なし	↑ <u>3.960</u>	<u>257,100円</u>	<u>192,200円</u>	1.18%
小計(6-13)	11,474人		平均値：288万円 中央値：154万円		調定額：1,068,264,200円		所得割分：323,601,600円 一人当たり：28,203円	平均値：0.98% 中央値： 1.83%

※1 被保険者数を26,803人、基準額は令和5年度と同じと仮定。第6段階～第13段階の範囲内での調整（1～5段階の低所得者層への影響はない）※2 ここでは第5段階との差額が各段階の所得の平均値に占める割合をいう。※赤字下線箇所が前ページとの相違箇所（人数及びA, C, Dのみ記載）

- ・第6段階から第9段階を90万円単位で整理（8段階までは省令どおり）、第10段階と第11段階を100万円単位で分割し全部で15段階とする。
- ・第7段階から第13段階の所得割率の均衡を図った場合、調整率がどのようになるかを示したもの。
- ⇒影響を受けるのは7,780人。うち6,488人が改正前よりも低い保険料率が適用されるが、1,292人は改正前よりも高い保険料率が適用される。
- ※分岐点は合計所得金額500万円（給与収入約678万円程度）。
- ・介護給付費等の増嵩等で基準額が6,000円/月になったと仮定した場合⇒所得割率は概ね1.3で均衡（保険料率は変わらない）
- ・最高段階の保険料率が高いと判断される場合の調整モデルは次ページ

介護保険料（第6段階以上）の所得割率均衡モデル^{※1}（ループ修正・数字丸め）

所得段階	対象人数	合計所得金額			保険料率 (D) (調整率)	保険料額 (E)	第5段階との差 (F) (所得応能分)	所得割率 ^{※2} (F/B%)
		下限 (A)	平均値 (B)	上限 (C)				
第5段階	3,457人	***	***	***	1.00	64,900円	0円	0%
第6段階	3,694人	0円	80万円	120万円以下	↓ 1.10	71,400円	6,500円	0.81%
第7段階	4,044人	120万円超	158万円	210万円以下	↓ 1.29	83,700円	18,800円	1.19%
第8段階	1,778人	210万円超	257万円	320万円以下	↓ 1.47	95,400円	30,500円	1.19%
第9段階	633人	320万円超	361万円	410万円以下	↓ 1.66	107,800円	42,900円	1.19%
第10-1段階	325人	410万円超	447万円	500万円以下	↓ 1.82	118,100円	53,200円	1.19%
第10-2段階	212人	500万円超	546万円	600万円以下	↑ 2.00	129,800円	64,900円	1.19%
第11-1段階	152人	600万円超	645万円	700万円以下	↑ 2.18	141,500円	76,600円	1.19%
第11-2段階	98人	700万円超	748万円	800万円以下	↑ 2.36	153,200円	88,300円	1.18%
第12段階	158人	800万円超	897万円	1000万円以下	↑ 2.63	170,800円	105,900円	1.18%
第13段階	380人	1000万円超	中央値：1,625万円		↑ 2.90	188,300円	123,400円	0.76%
小計(6-13)	11,474人		平均値：288万円 中央値：154万円			調定額:10億4105万5100円	所得割分：296,392,500円 一人当たり：25,831円	平均値：0.90% 中央値： 1.68%

※1 基準額は令和5年度と同じと仮定。第6段階～第13段階の範囲内での調整（1～5段階の低所得者層への影響はない）

※2 ここでは第5段階との差額が各段階の所得の平均値に占める割合をいう。

・最高段階の保険料率を3.96⇒2.90とすることを考えます。3.96の場合97,698千円の調定となりますが、2.90とすると71,554千円となり、26,144千円減少することになります。この減少分をどうするかが問題になります。被保険者全体で負担しようとする、基準額がおおよそ81円/月の増となります。一方、第6段階以上の住民税課税層で補おうとすると、再度保険料率の設定が必要になります（このページはその一例です）。保険料率を細かく設定せず、少数点第1位までとすると、所得割率にブレが生じますが、概ね1.18～1.19%前後となっています。また、この例では、3ページで説明した現状の調定額の合計額との誤差が450万円となっています。

介護保険料（第6段階以上）の改定について（まとめ）

所得段階 (調整率)	現行					改定後				増減(月)	
	所得範囲	対象人数	現行の保険料額	現行所得段階別 加入割合補正後 被保険者数		所得段階 (調整率)	所得範囲	対象人数	保険料率改定後 の保険料額		改正後所得段階 別加入割合補正 後被保険者数
第1段階 (0.30)	世帯非課税 ～80万	4,716人	19,400円	1,414人	→	第1段階 (0.30)	世帯非課税 ～80万	4,716人	19,400円	1,414人	±0円
第2段階 (0.50)	世帯非課税 80万～120万	2,127人	32,400円	1,063人	→	第2段階 (0.50)	世帯非課税 80万～120万	2,127人	32,400円	1,063人	±0円
第3段階 (0.70)	世帯非課税 120万～	1,919人	45,400円	1,343人	→	第3段階 (0.70)	世帯非課税 120万～	1,919人	45,400円	1,343人	±0円
第4段階 (0.90)	世帯課税・本人非 課税～80万	3,614人	58,400円	3,252人	→	第4段階 (0.90)	世帯課税・本人非 課税～80万	3,614人	58,400円	3,252人	±0円
第5段階 (1.00)	世帯課税・本人非 課税80万超	3,457人	64,900円	3,457人	→	第5段階 (1.00)	世帯課税・本人非 課税80万超	3,457人	64,900円	3,457人	±0円
第6段階 (1.11)	～125万	3,986人	72,000円	4,424人	→ 3694	第6段階 (1.10)	～ <u>120</u> 万	3,694人	71,400円	4,063人	▲50円
第7段階 (1.30)	～200万	3,507人	84,400円	4,559人	→ 3507	第7段階 (1.29)	～ <u>210</u> 万	4,044人	83,700円	5,216人	▲98円
第8段階 (1.65)	～300万	1,818人	107,100円	2,999人	→ 245 → 1573	第8段階 (1.47)	～ <u>320</u> 万	1,778人	95,400円	2,613人	▲1,007円
第9段階 (1.70)	～400万	786人	110,400円	1,336人	→ 205 → 581	第9段階 (1.66)	～ <u>410</u> 万	633人	107,800円	1,050人	▲305円
第10段階 (1.90)	～600万	589人	123,300円	1,119人	→ 52 → 325 → 212	第10段階 (1.82)	～ <u>500</u> 万	325人	118,100円	591人	▲433円
第11段階 (2.00)	～800万	250人	129,800円	500人	→ 152 → 98	第11段階 (2.00)	～600万	212人	129,800円	424人	+542円
第12段階 (2.10)	～1000万	158人	136,300円	331人	→ 158	第12段階 (2.18)	～ <u>700</u> 万	152人	141,500円	331人	+975円
第13段階 (2.20)	1000万～	380人	142,800円	836人	→ 380	第13段階 (2.36)	～800万	98人	153,200円	231人	+1,950円
第14段階 (2.63)						第14段階 (2.63)	～1000万	158人	170,800円	415人	+2,875円
第15段階 (2.90)						第15段階 (2.90)	1000万～	380人	188,300円	1,102人	+3,792円
小計(6-15)		11,474人		16,104人				11,474人		16,036人	

※所得段階別加入割合補正後被保険者数…各段階の被保険者数に調整率を乗じたもの。調整率を乗じないで計画を立てると、介護保険料収入が低所得区分（第1～4段階）からは想定より少なく、課税区分（第6段階以上）からは想定より多くなってしまい、正しく基準額を算出できなくなる。それを防ぐために各段階の被保険者数に重みを付け補正する。保険料収納必要額を補正後の被保険者数で除すと（収納率考慮前の）基準額（年額）を得られる。※第1段階から第5段階までの所得段階別加入割合補正後被保険者数の小計は10,529人で、合計は現行26,633人（計画値は3年で84,159人）、改正後で26,565人。※改定後の第7段階～第9段階の増減は、変更前の段階が異なるものが混在しているため、加重平均の方法により算出。

介護保険料（市県民税課税層）の保険料率（調整率）の推移

期 合計所得金額	第1期 (H12-14)	第2期 (H15-17)	第3期 (H18-20)	第4期 (H21-23)	第5期 (H24-26)	第6期 (H27-29)	第7期 (H30-R2)	第8期 (R3-5)	第9期【案】 (R6-8)					
120万円未満	④1.25	④1.25	⑤1.25	⑤1.10	⑤1.11	⑥1.11	⑥1.11	⑥1.11	⑥1.10					
120万円以上 125万円未満									⑦1.29					
125万円以上 200万円未満			⑤1.50	⑤1.50	⑦1.50	⑦1.65	⑧1.65	⑧1.65	⑧1.65	⑧1.47				
200万円以上 210万円未満										⑨1.66				
210万円以上 250万円未満	⑥1.50	⑥1.50			⑧1.75	⑧1.85	⑩1.90	⑩1.90	⑩1.90	⑩1.82				
250万円以上 300万円未満										⑪2.00				
300万円以上 320万円未満			⑨1.95	⑨1.95	⑩2.00	⑩2.00	⑫2.10	⑫2.10	⑫2.10	⑫2.18				
320万円以上 400万円未満										⑬2.36				
400万円以上 500万円未満	⑬2.20	⑬2.20								⑬2.20	⑬2.20	⑬2.20	⑬2.20	⑭2.63
500万円以上 600万円未満														⑮2.90
600万円以上 700万円未満	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑩2.00	⑮2.90					
700万円以上 800万円未満														
800万円以上 900万円未満														
900万円以上 1000万円未満														
1000万円以上														

注：○で囲んだ数字は所得段階を表す。

介護保険料（市県民税非課税層）の保険料率（調整率）の推移

計画期間	第1期 (H12-14)	第2期 (H15-17)	第3期 (H18-20)	第4期 (H21-23)	第5期 (H24-26)	第6期 (H27-29)	第7期 (H30-R2)		第8期 (R3-5)	第9期【案】 (R6-8)	
基準額	2,627円	2,600円	3,298円	3,560円	4,197円	4,932円	5,144円		5,412円	未定	
生活保護受給者・ 老齢福祉年金受 給者で世帯非課税	①0.50		①0.50	①0.50	①0.50	①0.45	H30 ①0.45	H31 ①0.375	R2- ①0.30		
世帯非課税	②0.75		所得80万円以下 ②0.50			年金収入+所得80万円以下 ①0.45		①0.375		年金収入+所得80万円以下 ①0.30	
			所得80万円超 ③0.75		年金収入+所得 120万円以下 ③0.70	年金収入+所得120万円以下 ②0.70		②0.60		年金収入+所得120万円以下 ②0.50	
					年金収入+所得120万円超 ③0.75		③0.725		年金収入+所得120万円超 ③0.70		
世帯課税 本人非課税	③1.00		④1.00		所得80万円以下 ④0.90		年金収入+その他の所得80万円以下 ④0.9				
					所得80万円超 ④1.00		年金収入+その他の所得80万円超 ⑤1.00				

注：○で囲んだ数字は所得段階を表す。所得とはここでは合計所得金額を、年金収入とは課税年金収入をいう。平成31年度から消費税増税財源を活用した低所得者保険料軽減が開始されたことにより第1段階から第3段階の保険料率が軽減された。